

障がい者（児）の福祉

障害のある人々が自立した生活を送り、社会参加できるよう支援するため、障害福祉サービスや医療費の助成、相談支援などがあります。また、地域共生社会の実現に向けて様々な取り組みを実施しています。

1. 手帳等、医療、補装具支援

(1)手帳等交付

① 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者福祉法に定められたいろいろな援助を受けるためには、身体障害者手帳を所持していなければなりません。この手帳は、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく機能、肢体、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルス、肝臓）など、永続する障害を有する者に限り交付されるもので、この手帳の交付を受けるには、福祉事務所を經由して県知事に申請することになります。

(各年度3月末)

	性 別	手帳所持者総数	手 帳 交 付 件 数					手帳交付率
			新 規	転 入	再 交 付	更 新	計	
令和4年度		4,955	219	22	226		467	9.42%
令和5年度		4,887	248	40	242		530	10.85%
令和6年度	男	2,742	167	31	136		334	12.18%
	女	2,052	118	19	100		237	11.55%
	計	4,794	285	50	236		571	11.91%

障害別及び等級人数

(各年度 3 月末)

	等級	Ⅰ 級	Ⅱ 級	Ⅲ 級	Ⅳ 級	Ⅴ 級	Ⅵ 級	計	構成比
	障害別								
令和5年度	視 覚 障 害	83	81	13	17	34	12	240	4.91%
	聴覚・平衡機能障害	33	120	65	155	1	264	638	13.06%
	音声・言語・ そしゃく機能障害	2	5	31	12	0	0	50	1.02%
	肢 体 不 自 由	522	418	264	293	146	140	1,783	36.48%
	内 部 障 害	1,099	36	569	472	0	0	2,176	44.53%
	合 計	1,739	660	942	949	181	416	4,887	100.0%
	構 成 比 (%)	35.58 %	13.51 %	19.28 %	19.42 %	3.70 %	8.51 %	100.0 %	
	障がい児(再掲)	50	12	13	10	4	7	96	1.96%

	等級 障害別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比
令和6年度	視 覚 障 害	78	76	12	15	36	10	227	4.74%
	聴覚・平衡機能障害	34	116	63	166	1	262	642	13.39%
	音声・言語・ そしゃく機能障害	2	5	30	13	0	0	50	1.04%
	肢 体 不 自 由	529	408	257	298	144	138	1,774	37.00%
	内 部 障 害	1,064	35	533	469	0	0	2,101	43.83%
	合 計	1,707	640	895	961	181	410	4,794	100.0%
	構 成 比 (%)	35.61 %	13.35 %	18.67 %	20.05 %	3.78 %	8.55 %	100.0 %	
	障がい児(再掲)	50	14	12	11	5	5	97	2.02%

②療育手帳の所持状況

療育手帳制度は、知的障がい児(者)に対して一貫した指導・相談が行われるようにするとともに、各種のサービスを利用しやすくするために手帳を交付し、知的障がい児(者)の福祉の増進を図る制度です。

該当者区分:喪失者含まない性別

(各年度3月末)

程度別 性 別	18 歳 未 満			18 歳 以 上			合 計
	男	女	計	男	女	計	
最 重 度 A1	14	7	21	94	58	152	173
重 度 A2	43	17	60	170	129	299	359
中 度 B1	63	32	95	209	138	347	442
軽 度 B2	226	111	337	288	147	435	772
合 計	346	167	513	761	472	1,233	1,746
令和4年度療育手帳新規交付件数	54	26	80	5	6	11	91
令和5年度療育手帳新規交付件数	55	20	75	7	10	17	92
令和6年度療育手帳新規交付件数	43	28	71	6	10	16	87

③精神障害者保健福祉手帳の所持状況

精神疾患のある方が、障害の種別とその状態を確認し、必要な福祉施設・福祉サービスの利用をしやすくするための手帳です。これにより各方面の協力を得て、自立と社会参加の促進を図ります。手帳は障害の程度により 1 級から 3 級までとなります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度 3 月末)

区 分	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
1 級	280	297	577	281	304	585	294	313	607
2 級	589	696	1,285	635	746	1,381	657	784	1,441
3 級	158	170	328	170	189	359	172	211	383
合 計	1,027	1,163	2,190	1,086	1,239	2,325	1,123	1,308	2,431

(2) 医療費助成事業

①重度心身障害者(児)医療費助成事業

重度心身障がい者(身体障害者手帳の等級が1級又は2級・療育手帳の障害程度A1又はA2に該当)に対し、保健の向上と福祉の増進を図る目的として、保険診療による医療費の一部を助成します。

重度心身障害者(児)医療費助成支給状況

	受給 資格者数	支給実 人員数	一部負担金 (医療費)の額	入院時食事療 養費標準負担 額	訪問看護療養 費基本利用料 額
令和4年度	2,513人	2,359人	180,651千円	20,012千円	1,609千円
令和5年度	2,517人	2,334人	186,869千円	21,328千円	2,674千円
令和6年度	2,461人	2,323人	180,929千円	20,864千円	2,493千円

※令和6年度の新規申請件数は204件である。

②自立支援医療

(ア)更生医療

更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの方が、その障害を取り除いたり軽くするために手術等の治療を行う際に利用できる、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

	令和5年度		令和6年度	
	人数	公費負担額(千円)	人数	公費負担額(千円)
一般分	48	17,857	41	14,014
心臓分	76	62,542	80	33,619
腎臓分	644	356,477	671	362,103
合計	768	436,877	792	409,738

※千円未満切り捨てのため各欄の合計と合計欄が合わないことがあります。

(イ)育成医療

育成医療は、身体に障害のある児童や現在の状況を放置すると将来的に障害を残すと認められる児童(18歳未満)に対し、その障害を取り除いたり軽くするために手術等の治療を行う際に利用できる、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

	令和5年度		令和6年度	
	人数	公費負担額(千円)	人数	公費負担額(千円)
一般分	36	1,102	40	2,197
心臓分	0	0	2	101
腎臓分	0	0	0	0
その他内臓障害	1	67	3	171
合計	37	1,170	45	2,470

※千円未満切り捨てのため各欄の合計と合計欄が合わないことがあります。

(ウ)精神通院医療

精神通院医療は、精神疾患（てんかん含む）で通院している方の医療費の自己負担額を軽減する制度です。所得に応じてひと月当たりの自己負担上限額が設定されますが、沖縄県では復帰特別措置法により、設定された自己負担上限額も公費負担となるため自己負担はありません。

（ただし、訪問看護事業所の訪問看護を除く。）

精神通院医療費利用者数

区 分	人 数	伸率(%)
令和 4 年度	4,677	5.9
令和 5 年度	4,911	5.0
令和 6 年度	5,099	3.8

(3)補 装 具

① 補装具費支給制度

身体障がい者（児）の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（補装具）の交付及び修理を行います。

（単位：件・千円） ※修理も含む

種 別	令和 5 年度	令和 6 年度	種 別	令和 5 年度	令和 6 年度
義 肢	18	9	歩 行 補 助 杖	8	3
装 具	87	39	歩 行 器	2	1
車 椅 子	62	49	義 眼	0	1
電 動 車 椅 子	25	24	そ の 他	55	40
補 聴 器	107	128	合 計	368	296
盲 人 安 全 杖	4	2	公 費 負 担 額	40,216	33,309

② うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

市内に住所を有し、両耳又はいずれかの耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童に対して、補聴器の購入又は修理に要する費用の3分の2を助成します。（ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は全額助成）

区分	申請件数	補聴器の交付件数	補聴器の修理件数	公費負担額(千円)
令和 5 年度	10	4	6	301
令和 6 年度	17	5	12	860

2. 介護給付・訓練等給付

これまで、身体障害と知的障害、精神障害といった障害の種類によって受けられる福祉サービスが異なりましたが、障害者総合支援法の施行により、どの障害のある方も共通のサービスを受けられるようになりました。

(1) 介護給付費・訓練等給付費・障害児通所支援給付費支給状況

① 介護給付費・訓練等給付費支給状況

介護・訓練等種別			令和 5 年度				令和 6 年度			
			実人数	支給決定者数	年間延べ 利用者数	公費負担額 (円)	実人数	支給決定者数	年間延べ 利用者数	公費負担額 (円)
介護 給付費	訪問系	居宅介護	348	482	3,943	316,955,977	358	500	3,919	309,030,134
		行動援護	37	39	426	58,325,171	41	45	498	65,576,315
		重度訪問介護	12	12	253	97,191,617	12	12	233	100,896,464
		同行援護	38	41	477	24,408,465	37	41	465	25,553,233
		訪問系小計	435	574	5,099	496,881,230	448	598	5,115	501,056,146
	日中活動系	療養介護	45	44	516	148,708,385	47	45	554	160,784,760
		生活介護	456	439	5,923	1,249,719,939	460	436	6,140	1,282,927,727
		短期入所 (ショートステイ)	139	264	984	72,741,802	147	260	1,261	109,363,588
		日中活動系小計	640	747	7,423	1,471,170,126	654	741	7,955	1,553,076,075
	施設入所支援		209	203	2,418	374,572,935	210	201	2,390	419,409,984
	施設系小計		209	203	2,418	374,572,935	210	201	2,390	419,409,984
	介護給付費合計		1,284	1,524	14,940	2,342,624,291	1,312	1,540	15,460	2,473,542,205
	訓練等 給付費	共同生活援助		271	268	2,773	446,469,311	312	290	3,077
自立生活援助		1	1	6	125,960	2	1	9	192,260	
宿泊型自立訓練		18	14	154	18,768,657	23	15	149	18,514,003	
自立訓練(生活訓練)		38	27	306	43,685,121	44	29	308	40,335,216	
自立訓練(機能訓練)		3	3	10	368,070	5	4	42	4,192,085	
就労移行支援		35	20	209	35,086,088	60	36	321	45,289,148	
就 労 定 着 支 援		13	9	100	2,795,093	11	9	103	2,932,791	
就労継続支援(A型)		283	231	2,517	362,360,852	275	218	2,475	340,195,987	
就労継続支援(B型)		917	868	9,113	1,039,428,050	982	944	9,951	1,245,006,113	
訓練等給付費合計		1,579	1,441	15,188	1,949,087,202	1,714	1,546	16,435	2,201,781,758	
相談支援給付費等		1,776	1,679	6,804	100,803,141	1,854	1,766	6,457	95,135,478	
合 計		4,639	4,644	36,932	4,392,514,634	4,880	4,852	38,352	4,770,459,441	

※特定障害者特別給付費、高額障害福祉サービス費等給付費、やむを得ない事由による措置については計上していない。

※実人数：各年4月～3月末のサービス利用者実人数を計上。

※支給決定者数：各年2月末日現在のサービス支給決定者。ただし、2月末時点で支給決定者がいない場合は、当該年度において支給決定者がいる直近月の人数を計上。

②障害児通所支援給付費支給状況

障害児通所支援種別	令和5年度				令和6年度			
	実人数	支給決定者数	年間延べ利用者数	公費負担額 (円)	実人数	支給決定者数	年間延べ利用者数	公費負担額 (円)
児童発達支援	449	377	4,154	678,900,557	437	450	5,501	872,630,856
居宅訪問型児童発達支援	0	1	0	0	3	3	25	4,168,440
放課後等デイサービス	799	764	10,010	1,363,900,473	848	835	10,877	1,559,439,988
医療型児童発達支援	11	12	12	859,340	0	0	0	0
保育所等訪問支援	151	160	979	35,886,088	271	287	1,820	69,874,410
障害児相談支援給付	1,183	1,149	3,917	62,718,480	1,320	1,316	4,515	75,870,490
障害児通所給付費合計	2,593	2,463	19,072	2,142,264,938	2,879	2,891	22,738	2,581,984,184

※障害児通所医療費、高額障害児通所給付費、やむを得ない事由による措置等については計上していない。

※実人数：各年4月～3月末のサービス利用者実人数を計上。

※支給決定者数：各年2月末日現在のサービス支給決定者。ただし、2月末時点で支給決定者がいない場合は、当該年度において支給決定者がいる直近月の人数を計上。

(2) 障害福祉サービス等の内容

①介護給付・訓練等給付のサービス内容

介護・訓練等種別			サービス内容
介護給付費	訪問系	居宅介護	自宅等においての入浴や排せつ、食事等の介助、病院等への通院の介助を行います。
		行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介助が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援等を行います。
		重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の支援を行います。
		同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	日中活動系	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を提供します。
		生活介護	常に介護が必要な障がい者に、施設での入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
		短期入所（ショートステイ）	自宅において介護者が病気等により介護が困難な際に、短期間、施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。
	施設入所支援		障害者施設において入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。
訓練等給付費	共同生活援助		共同生活の場所を提供し、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	自立生活援助		施設を利用していた障がい者がひとり暮らしをはじめたときに、日常生活上の問題に対し、定期的に訪問して助言等の支援をします。
	宿泊型自立訓練		自立した日常生活や社会生活が行えるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）		
	自立訓練（機能訓練）		
就労選択支援		就労若しくは就労の継続を希望する障がい者へより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	

	就 労 移 行 支 援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力向上のための訓練を行います。就労移行支援等を利用した障がい者が、一般就労に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に対応できるよう企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
	就 労 定 着 支 援	
	就 労 継 続 支 援（ A 型 ）	一般就労が困難な障がい者に就労の機会を提供し、生産活動やその他の活動の機会を設け、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、その他必要な支援を行います。
	就 労 継 続 支 援（ B 型 ）	
相 談 支 援 給 付 費	計 画 相 談 支 援	障がい者のサービス利用開始時や定期モニタリング時に利用者への適正なサービス利用計画等を立案します。
	地 域 移 行 支 援	住居の確保等の地域生活移行のための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
	地 域 定 着 支 援	居宅において単身等で生活する障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行う。

②障害児通所支援給付のサービス内容

障 害 児 通 所 支 援 種 別	サ ー ビ ス の 内 容
児 童 発 達 支 援	未就学(幼稚園も含む)の障がい児に対して、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練等を行います。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	重度の障害やそれに準ずる状態にあり、通所での支援の利用が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	就学した障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	児童発達支援に加え、上肢・下肢又は体幹に障害のある児童に対して必要とされる治療を行います。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所などに通う障がい児に対して、訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障 害 児 相 談 支 援	障がい児のサービス利用開始時や定期モニタリング時に利用者への適正なサービス利用計画等を立案します。

(3) 障害支援区分認定審査会事業

福祉サービスの必要性を判断するため、障がい者の心身の状況を調査し、市町村審査会委員による障害支援区分の審査判定（2次判定）を経て、障害支援区分（1～6）を決定します。

区分認定の基準の考え方

障害支援 区分	基 準	認 定 人 数	
		令和5年度	令和6年度
1	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 1」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	9	4
2	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 2」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	71	79
3	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 3」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	76	67
4	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 4」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	71	64
5	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 5」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	68	50
6	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 6」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	115	85
非該当	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「非該当」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	0	0

年度	障害支援区分調査件数	審査会開催数	審査判定数
令和5年度	776 件 (432)	24 回	410 人
令和6年度	857 件 (417)	24 回	349 人

* () の件数は調査件数の内、介護給付に伴う認定調査の件数です。

(4) 地域生活支援事業

障害のある方がその有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民にもっとも身近な市町村が中心となって行う事業です。

事業名	利用数等	
	令和5年度	令和6年度
1. 相談支援機能強化事業(相談支援員)	相談員(強化分)12人	相談員(強化分) 1人
2. 成年後見制度利用支援事業	申し立て:3件 報酬助成:18人	申し立て:2件 報酬助成:14人
3. 意思疎通支援事業		
(1) 手話通訳者派遣事業	439件	466件
(2) 手話通訳設置事業	3人 745件	3人 667件
(3) 要約筆記奉仕員派遣事業	46回	13回
(4) 手話奉仕員養成研修事業	入門課程修了者:9人 開催 30回	基礎課程修了者:6人 開催 30回
4. 日常生活用具給付事業	2,260件	2,087件
5. 移動支援事業		
(1) リフト付き福祉バス運行事業	32人	29人
(2) リフト付き福祉タクシー利用料助成事業	54人	56人
(3) 重度障害者移動支援事業	8人	11人
(4) 移動支援(個別支援型)	116人	122人
6. 地域活動支援センター機能強化事業	実人員:128人 利用者延べ数:6,174人 4ヶ所(I型2ヶ所 III型2ヶ所)	実人員:134人 利用者延べ数:6,128人 4ヶ所(I型2ヶ所 III型2ヶ所)
7. 任意事業		
(1) 更生訓練費給付事業	0人	0人
(2) 生活訓練等事業	15回 14人	15回 19人
(3) 福祉機器リサイクル事業(福祉機器の貸出し)	164件	166件
(4) 日中一時支援事業(日中預かり)	実施事業所 69ヶ所 1,249人(延べ人数) 6,302日(延べ日数)	実施事業所 68ヶ所 1,260人(延べ人数) 5,282日(延べ日数)
(5) 重度身体障害者等訪問入浴サービス事業	2人	3人
(6) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	93人 5回	84人 5回

(7) 芸術文化講座開催等事業	障がい者芸術文化講座の開催 (切り絵講座) 全 6 回 延べ参加人数 54 人	障がい者芸術文化講座発表会 参加人数 47 人
(8) 点字・声の広報等発行事業	点字訳: 広報・社協だより等 336 部 音声訳: 広報等 276 本	点字訳: 広報・社協だより等 357 部 音声訳: 広報等 265 本
(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業	2 件	7 件
(10) 生活サポート事業	1 人	1 人

①精神保健福祉相談

精神障がい者が、地域で自立した生活が出来るよう相談を行います。

区 分				令和5年度	令和6年度
相談、デイ・ケア、訪問指導実人員				464	363
(再掲)新規者受付経路		市町村		62	40
		医療機関		11	16
		その他		153	116
相談、 デイ・ケア、 訪問指導別内訳	相 談	相談実人員		434	331
		相談延べ人員	老人精神保健	9	4
			社会復帰	15	41
			アルコール	40	31
			薬物	3	1
			ギャンブル	2	2
			ゲーム	0	0
			思春期	0	2
			心の健康づくり	69	30
			うつ・うつ状態	54	30
			摂食障害	0	0
			てんかん	3	0
			その他	777	603
			計	972	744
	訪 問 指 導	訪問指導実人員		117	98
		訪問指導延べ人員	老人精神保健	2	1
			社会復帰	12	27
			アルコール	25	14
			薬物	2	1
			ギャンブル	0	0
			ゲーム	0	0
			思春期	0	0
			心の健康づくり	34	17
			うつ・うつ状態	12	6
			摂食障害	0	0
			てんかん	2	0
			その他	252	173
			計	342	239
電話相談延べ件数		619	439		
普 及 啓 発	精神障がい者(家族)に対するもの		開催回数	1	1
			延べ人数	87	70
	うつ病に関する教室等の再掲		開催回数	0	0
			延べ人数	0	0
	地域住民と精神障がい者との地域交流会		開催回数	0	0
			延べ人数	0	0

②日常生活用具給付事業

身体障がい者（児）に対し、入浴補助用具、特殊便器、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、その日常生活を容易にすることを目的としています。

年 度	件 数	公 費(千円)	自 費(千円)	合 計(千円)
令和5年度	2,260	24,287	841	25,128
令和6年度	2,087	24,276	820	25,096

③リフト付き福祉タクシー利用料助成事業（移動支援事業）

身体障がい者がリフト付きの福祉タクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより、生活の利便性と社会参加を促進することを目的としています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 人 数	62	54	56
利 用 実 人 数	42	37	37
利 用 枚 数	604	595	574

④地域活動支援センター事業

障がい者への創作活動や生産活動の機会の提供等を行う事業です。

型	事業所	令和5年度事業実績			令和6年度事業実績		
		利用者 実人員	延べ 利用者数	活動支援 件数	利用者 実人員	延べ 利用者数	活動支援 件数
Ⅰ型	あいあい	89	3,008	4,756	98	3,346	5,575
	みほそ	24	1,512	2,471	21	1,211	1,926
Ⅲ型	ゆい	8	1,161	2,496	5	1,058	2,007
	あやはし苑	7	493	695	10	513	808
合 計		128	6,174	10,418	134	6,128	10,316

⑤障害者相談支援事業（一般相談）

障がい者等の福祉に関する様々な問題に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や援助を行う相談支援事業です。※R6年度より基幹相談支援センターを外部委託

事業所等名	延べ相談件数	
	令和5年度	令和6年度
障がい福祉課	3,138	2,644
基幹相談支援センター		340
あいあい	3,488	2,317
ハルモニア	2,255	1,554
石川学院	1,570	1,895
サマンの木	4,649	5,029
合 計	15,100	13,779

(5) その他の制度

① 特別障害者手当等支給制度

特別障害者手当等支給状況の推移

※受給者数は年度末日の人数である。

		令和 5 年度	令和 6 年度
特別障害者手当	受給者数	179	179
	金額（千円）	58,741	63,048
障害児福祉手当	受給者数	129	132
	金額（千円）	24,344	24,336
経過的福祉手当	受給者数	2	2
	金額（千円）	363	374
合 計	受給者数	310	313
	金額（千円）	83,449	87,759

※千円未満切り捨てのため各手当の合計と合計欄が合わないことがあります。

(ア) 特別障害者手当の対象者：20 歳以上の在宅の重度障がい者

(イ) 障害児福祉手当の対象者：20 歳未満の在宅の重度障がい児

(ウ) 経過的福祉手当※20 歳以上

従来の福祉手当の受給者のうち、特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金も受給できない方に対して、経過的措置として従前の例により経過的福祉手当を支給します。

② 福祉電話設置・緊急通報システム事業

福祉電話は、低所得で電話のない一人暮らし及び外出困難な重度障がい者に対しコミュニケーション、緊急連絡等の手段として、無料で電話を設置する事業です。

緊急通報システム事業は、低所得で一人暮らしの身体障がい者等の急病又は事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるために、緊急通報システム通報機器を設置する事業です。

	令和 5 年度	令和 6 年度
福祉電話設置利用者数	2 人	1 人
緊急通報システム利用者数	3 人	2 人

③沖縄県心身障害者扶養共済制度

この制度は、心身障がい者の生活を終身にわたって安定させ、福祉の増進に資するとともに、保護者のもつ親なきあとの不安の軽減を図る目的とする制度です。心身障がい者を扶養している 65 歳未満の健康な扶養義務者が 2 口まで加入できます。

障がい者の範囲は、知的障がい者、身体障がい者 3 級以上、精神又は身体に永続的な障害のある方で、前記と同程度の障害と認められるもの、たとえば精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等です。

沖縄県心身障害者扶養共済制度加入状況

区 分	重複障がい者(児)	知的障がい者(児)	身体障がい者(児)	その他	合 計
令和 5 年度	2 人	11 人	7 人	1 人	21 人
令和 6 年度	2 人	10 人	7 人	1 人	20 人

沖縄県心身障害者扶養共済年金支給状況

区 分	重複障がい者(児)	知的障がい者(児)	身体障がい者(児)	その他	合 計
令和 5 年度	10 人	4 人	13 人	1 人	28 人
令和 6 年度	10 人	4 人	13 人	1 人	28 人

④うるま市離島地域障害福祉事業助成金

本市の離島地域(津堅島)における障害福祉事業の円滑な提供を図るため、当該地域に居住する障がい者に居宅での支援等を行う事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付する事業です。

	申請事業者数	派遣回数	助成金額(千円)
令和 5 年度	3	466	654
令和 6 年度	4	409	1,160

⑤うるま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

市内に住所を有する在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、その日常生活の便宜を図ることを目的としています。

年 度	件 数	公 費(千円)	自 費(千円)	合 計(千円)
令和 5 年度	8	536	44	580
令和 6 年度	11	778	75	853